

出来事（2016年6月）

1. 新規の食品添加物の指定

6月も、新規指定はありません。（現在の指定添加物：449品目。）

進捗状況も、先月と殆ど同様に、アルミニウム含有食品添加物4品目についての食安委の審議は、厚労省からの資料提出待ちとなっています。

2. 食品・食品添加物の規格基準の改正

- 1) 生鮮魚介類、生食用かき、冷凍食品の加工基準が改正され、二酸化炭素が使用可能となりました。
- 2) 硫酸亜鉛が、発泡性酒類に使用可能となりました。使用基準は、「1.0ppm以下」。
- 3) ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装が使用可能となりました。
- 4) 乳等省令が改正され、脱脂濃縮乳の製造の方法の基準、乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準が改正されました。脱脂濃縮乳のたんぱく質量の調整のために、乳糖、生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳からろ過により得られたものの使用が可能になりました。
- 5) ステアリン酸マグネシウムについて、カプセル・錠剤等通常の食品形態でなければ、いわゆる「健康食品」（一般食品）でも使用可能とする使用基準改正の検討が始まりました。

3. 食品添加物公定書

今般の食品添加物公定書の改定は、「食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかなき時該当する」として、「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要ないときに該当する」とされました。この確認により、次のステップとして、厚労省でパブリックコメントが実施されると思われます。

4. 遺伝子組換え食品添加物

- 安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（23品目）

ホスホリパーゼ A2（PLA-54株、DSM社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071167.pdf>

- 安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（73品目）

L-プロリン（ECP株、協和発酵バイオ）（高度精製品）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071168.pdf>

- 安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト（1品目）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株、ダニスコ）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000071169.pdf>

また、遺伝子組換え技術を用いて生産し、その後高度に精製された食品添加物の制度緩和

については、4月28日の薬食審・新開発食品調査部会です承されています。

5. 機能性表示食品の届出

消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されている品目を消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。(3月31日届出まで)

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
145品目	162品目	3品目	310品目	6品目

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

撤回された品目 (5月27日現在までに公表)

届出番号	商品名	届出者	機能性関与成分名
A11	「アミール」WATER	カルピス株式会社	ラクトリペプチド(VPP、IPP)
A18	ビルベリー	森下仁丹株式会社	ビルベリー由来アントシアニン
A25	「アミール」WATER300	カルピス株式会社	ラクトリペプチド(VPP、IPP)
A89	北の国から届いたブルーベリー	八幡物産株式会社	ビルベリー由来アントシアニン
A178	コーヨーキトサン®	甲陽ケミカル株式会社	キトサン
A217	チアフル酵母	株式会社インマイライフ	S-アデノシルメチオニン

2016年4月からの届け出 (6月27日現在)

届出番号	商品名	届出者	機能性関与成分名
B1	きらめきアイ	フジッコ株式会社	ルテイン、ゼアキサンチン
B2	うるるん姫	フジッコ株式会社	ヒアルロン酸 Na
B3	恵 megumi(メグミ) ガゼリ菌SP(エスピー) 株ヨーグルト 宅配専用 70g	雪印メグミルク株式会社	ガゼリ菌 SP 株
B4	恵 megumi(メグミ) ガゼリ菌SP(エスピー) 株ヨーグルト ドリンクタイプ 宅配専用 100g	雪印メグミルク株式会社	ガゼリ菌 SP 株
B5	ふしぶしの恵グルコサミン	株式会社ファイン	グルコサミン塩酸塩

機能性表示食品の制度については、薬系研究者の中でも評価が分かれるが、日本薬学会の会員誌「ファルマシア」の6月号に「ミニ特集」が組まれたことは、注目できます。

6. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

①福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新

潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷が制限されています。(6月24日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

② 6月7日、宮城県大崎市(旧三木町の区域に限る。)で産出されたタケノコの出荷制限が指示されました。

7. 加工食品の原料原産地表示

消費者庁で、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」が立ち上げられ、制度改正の検討が始まりました。既に、3月31日、与党の自民党は、全ての加工食品を原料原産地表示の対象とする方針を決めています。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/kakousyokuhin_kentoukai.html

8. クレンプテロール投与豚肉によるドーピングの警告

5月3日、米国フットボール(NFL)選手に、中国産とメキシコ産の豚肉を大量に食べないように警告があったとのことです。禁止薬物クレンプテロールによるドーピングの懸念です。(実際に、ヨーロッパの選手がドーピング検査で引っかかったことがあります。)

<http://www.promedmail.org/post/4202994>

9. CODEX食品表示部会(CCFL)

5月9日～13日、オタワで第43回CCFLが開催されました。

CODEXと異なる表示制度の日本からcommentsが出されていない、特に、期限表示のうち「賞味期限」が安全性の問題で、製造日(包装日)を表示すべきとの意見に、対応できていないのではないか、懸念するところです。(消費者側は出席していないと思う。)

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings-reports/detail/en/?meeting=CCFL&session=43>

10. 米国FDAがメニュー表示の最終ガイドライン

米国FDAは、4月29日、業界のための最終的な指針を公表しました。レストラン以外で作った食品を販売するレストランや小売店のための「表示ガイド-パートII(21CFR101.11に従ったメニューラベル表示要件)です。案は2015年9月16日に官報に発表されました。告示1年後に執行されるとのことです。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm498356.htm>

11. 日本のラボは信頼できる(IAEA)

国際原子力機関(IAEA)は、5月13日、モナコ、アイルランドニュージーランドで検査した値と日本の5つのラボの結果は統計学的に有意の差はなかったと報じたとのことです。2014年～15年の分析結果の比較に基づくものです。日本の5つの機関の名称が記載されています。

https://www.iaea.org/sites/default/files/16/05/intercomparisons_report_2014_2015_14april_2016.pdf

12. 食品中のクロロプロパノールとグリシドール及びそれらの脂肪酸エステルリスク

EFSA は、食品中のクロロプロパノールとグリシドール及びそれらの脂肪酸エステルリスクを評価しました。摂取する食品の異なる日本人についても、詳細な実態調査が必要だと思います。

http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific_output/files/main_documents/4426.pdf

13. ポリデキストロースと排便

EFSA は、健康強調表示を評価し、因果関係は立証されなかったと結論しました。

http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific_output/files/main_documents/4480.pdf

一方、日本では、「便秘を呈する血液透析患者を対象とした食物繊維(ポリデキストロース)含有ミニゼリーの効果-ランダム化並行群間比較試験」が UMIN に登録され、試験の結果中に、「PD 群において週あたりの排便回数が摂取前 3 回/週に比較して摂取 1 週から 4 週で 7.0 回、5.0 回 8.0 回、8.5 回と有意に増加した。摂取終了後も 7.3 回と有意に増加が継続した。」とあります。

<https://upload.umin.ac.jp/cgi-open-bin/ctr/ctr.cgi?function=brows&action=brows&type=summary&recptno=R000013326&language=J>

13. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社神光商事が中国から輸入した「生鮮さといも」のモニタリング検査で、クロルピリホス 0.05ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
*有機リン系殺虫剤、さといもの残留基準は、0.01ppm
- ・日鉄住金物産株式会社がアイルランドから輸入した「冷凍牛肉内臓：加工用未調整品（牛舌）」の行政検査で、衛生証明書の不添付による食衛法第 9 条 2 項規定違反により、廃棄、積戻し等が指示されました。

(作成：2016 年 6 月 30 日)